

中3 公民 問題（人権と政治） 穴うめ（20問） 版B

なまえ： _____

日づけ： _____

（ ）に入る言葉を、右の欄に書きましょう。

- | | |
|-------------------------------------|--|
| (1) 人権が侵されたとき国に救いを求める権利を（ ）という | |
| (2) 自分の生き方を自分の意思で決める権利を（ ）という | |
| (3) 『法の精神』で権力の分立をとらえたのは（ ）だ | |
| (4) 天皇が内閣の助言と承認で行う形式的な仕事を（ ）という | |
| (5) 憲法は国の（ ）で、反する法律は効力を持たない | |
| (6) 侵すことのできない永久の権利を保障する原則が（ ）だ | |
| (7) 国会は国権の最高機関で、国の（ ）である | |
| (8) 衆議院と参議院の議決が異なるときに開くのが（ ）だ | |
| (9) 最高裁判所は違憲審査の終審として（ ）とよばれる | |
| (10) 総選挙の日から30日以内に召集される国会を（ ）という | |
| (11) 第二審の判決に不服なとき、さらに上に訴えることを（ ）という | |
| (12) 予算の議決などで衆議院の議決が重く扱われることを（ ）という | |
| (13) 委員会で専門家などから意見を聞くために開くのが（ ）だ | |
| (14) 住民が署名を集めて条例の制定などを求める権利が（ ）だ | |
| (15) 政権を担当せず政府を批判・監視する政党を（ ）という | |
| (16) ブライスは、地方自治は（ ）であると述べた | |
| (17) 住民税など地方公共団体が集める税を（ ）という | |
| (18) 選挙区によって一票の価値に差が出ることを（ ）という | |
| (19) 一つの選挙区から一人を選ぶしくみを（ ）という | |
| (20) 利益を目的とせず社会貢献活動を行う民間の団体を（ ）という | |